



題字揮毫・故 瀬島龍三氏

### 第61号

公益財団法人 大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会

〒102-0072  
東京都千代田区飯田橋 1-5-7  
東專堂ビル2階  
電話：03 (6380) 8943  
FAX 03 (6380) 8952  
https://ireikyuu.com  
振替口座 00140-6-334930

編集人 國澤輝生  
発行人 國澤輝生  
印刷所 (株)SG初社ホールディングス

### 目次

令和6年度「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」のご案内	1
あの戦争を振り返り返り戦没者の霊を慰める(第十二回)	2
南樺太の対ソ作戦(二)	8
事務局からの報告等	14
正会員団体令和6年度慰霊行事予定	16

### 「令和6年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」について

当協議会は、終戦60年(平成17)を迎えるに当たり、慰霊諸団体の主力である戦友・遺族の老齢化が進み、近い将来慰霊活動ができなくなることを危惧した瀬島龍三氏が、慰霊諸団体の會長等に諮り、賛同する人達と共に平成17年7月7日に設立されました。

初代名譽総裁に三笠宮崇仁親王殿下を推戴し、平成17年8月に協議会参加諸団体と共催で靖國神社において「平成17年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を盛大に挙げて以来、18年に亘り慰霊祭を継続実施し、戦没者の御霊に対し慰霊・顕彰の誠を捧げて参りました。大東亜戦争の苛烈を極めた戦いのなかで、多くの方々が祖国の安寧と民族の幸せを念じつつ北は酷寒不毛、南は酷暑瘴癘の地へ赴き、雄々しく戦い散華されました。これらの尊い犠牲が礎



終戦60周年(平成17年度)合同慰霊祭

となって我が国の平和と繁栄はあり、戦没された方々に対し敬意と感謝の念をもつて慰霊の誠を捧げることが当協議会及び協議会参加諸団体の責務と考えています。

終戦79年に当たる今年も、参加諸団体と共に靖國神社において、下記の通り合同慰霊祭を執り行いますので、皆様お誘い合せの上、できる限り大勢御参加下さいますようお願い致します。

(文責 國澤輝生)

### 令和6年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭のご案内

当協議会は、当協議会参加団体と共に、令和6年度の「大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭」を左記のとおり執り行う予定です。

記

- 一 時期 令和6年7月6日(土) (参集殿集合…13時10分までに)
- 二 場所 靖國神社
- 三 次第 式典・昇殿参拝 13時30分、 拝殿・御本殿
- 四 参加費 ※諸般の事情により本年度は「直会」を実施いたしません。  
式典に出席される方(玉串料・記念品代等) 3000円  
在宅参拝を希望される方(奉賛金) 2000円

賛助会員の皆様で「参拝」又は「在宅参拝」をご希望の方は、同封の払込取扱票に必要事項をご記入の上、参加費を振り込んで下さい。参加費納入をもって参加申込に代えらるとともに、式典において祭文とともに御芳名を神前に奉納させていただきます。会員以外の方は、当協議会事務局までお問い合わせ下さい。

〒102-0072

千代田区飯田橋1-5-7 東專堂ビル2階

(公財)大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会事務局

電話03-63380-8943 FAX03-63380-8952

Eメール bek05197@nifty.com ホームページ https://ireikyuu.com

『あの戦争を振り返り返り戦没者の霊を慰する』 第十二回

東京裁判研究者

元くらしき作陽大学教授

松元 直歳

大東亜・太平洋戦争への前奏曲(II)

戦間期の日米中関係から開戦へ

(その7) 満州事変から大東亜・太平洋戦へ…盧溝橋事件から日支間

全面戦争へー1937(昭和12)年頃

に日本が大陸で直面した困難(一) 中国の混乱と暴乱②

今回第12回稿では、日本と中華民国をはじめとする支那側諸勢力との間に、全面的戦争が開始された1937(昭和12)年を中心に、同年12月13日の南京攻略に至るまでの、日本と支那―蒋介石の国民政府、中国共産党その他諸勢力―間の関係について、第11回稿に引き続き、報告する。「大東亜・太平洋戦争への前奏曲(II) 戦間期の日米中関係から開戦へ(その7) 満州事変から大東亜・太平洋戦へ…盧溝橋から日支間全面戦争へ、1937(昭和12)年に日本が大陸で直面した困難(i) 中国の混乱と暴乱②」と題する。

なお前回稿で、冒頭に記した一覽表、「盧溝橋(1937年7月7日)直後の日支間紛議の連鎖」を、可能であれば(参照下さい)。

船津和平工作案の不首尾

前回稿で述べた「盧溝橋事件の開始責任者」、「7月11日現地停戦協定の不遵守」、「停戦協定の細目協定の不遵守」、「通州事件」に続く、「1937年における中国の混乱と暴乱」の第五は、成功が大いに期待され得た「船津和平工作案」の不首尾という結末である。

盧溝橋発生の4週間後、7月29日夜、天皇は、近衛首相に対して外交解決(希望の言を伝えられる。同時に、参謀本部石原作戦部長は、海軍の嶋田軍令部次長に、外交的解決の必要を説く。更に31日、石原は、天皇への御進講で、「速やかに外交折衝で撤兵の機会を得ることが刻下の急務」と、奏上し、陛下も同意遊ばされる。八月一日、外務省では、東亜局長石射猪太郎が、陸軍省及び海軍省に、停戦交渉案と全面的国交調整案の腹案及び船津辰一郎を通じての南京蒋介石政府との交渉実施を提案した。船津は、もと上海総領事

で当時在華紡績同業会理事長である支那通であった。「船津和平工作案」とも称されるものである。

中村樫の言う通り、「この着想は陸海軍とも賛成し、八月四日には、近衛首相及び外務・陸軍・海軍各大臣の諒承を得て成立した。外務省のみならず、陸海軍とも賛同したのであるから、日本側の対支和平姿勢は完全に一本化したと云へる」ものであった。その概要は、以下の通りであった。

船津和平工作案

△停戦交渉案▽

- (一) 塘沽停戦協定、梅津・何応欽協定、土肥原・秦徳純協定その他、華北に存する従来の軍事協定一切を解消する。
- (二) 特定範囲の非武装地帯を設ける。
- (三) 冀東・冀察両政府を解消する。
- (四) 日本駐屯軍の兵力を事変前に戻す。

△国交調整案▽

- (一) 支那は満州国を承認あるいは黙認すること。
- (二) 日支防共協定を締結する。
- (三) 排日取締りを徹底させる。

- (四) 上海停戦協定を解消する。
- (五) 日本機の自由飛行を廃止する。
- (六) 冀東特殊貿易主席檢察官(低関税貿易)を廃止し、非武装地帯海面での支那側密輸取締りの自由を回復する。



船津辰一郎 (Wikipedia)

再び中村の言を借りれば、「この案は要するに、満州事変以後、我国が華北で獲得した既成権益の殆ど一切を放棄しようとする寛大極まる申出であった。日支が交戦中で、しかも、平津地方を我軍が占領した直後の和平条件としては、まことに思ひ切った譲歩であった。従来中国側が日華国交改善の条件として求めてきたほぼ一切の事項を応諾せんとするもので・・・、しかも軍部の賛同をも得ていたわけであるから、この案によるならば日支和平は正に目前にあったと云つても過言ではない」、

「石射本人も八月四日の日記に、『この順序良く運ば、中日の融和、東洋の平和は具現するのだ。日本も中国も本心に立ち帰り得るのだ。尊い仕事だ』と、記している」ものであった。

然しながら痛恨の極み、この船津和平工作は徒勞に帰した。理由は、「和平案による日華の最初の会談が川越大使と外交部の高宗武亞洲局長（アジア局長に当る）との間に行われた8月9日、上海に大山事件が突発したため、和平交渉は第一日目にして頓挫し、折角の和平工作も何ら進展を見ずして中絶した」（中村）のであった。

この「石射・船津和平案」ともいべき提案について、岡崎久彦は、次のように描写する。即ち、「外交手段による事態收拾の努力は続けられた。一つには、7月30日、天皇から近衛に対して「このあたりで、外交交渉により事態の解決を図ってどうか」とのお言葉があり、その影響もあつたが、上村伸一の「日華事変」（『日本外交史20』）によれば、「軍がここまで踏み切つたのは、石原作戦部長の並々ならぬ努力があつた」ようである。・・・どれ一つを取っても開戦の理由となるような挑発事件が続発したのであるから、石

原の力なしではそれを抑えられなかつたであろう。その時点で、外務省と陸海両省で合意した国交調整案は、おおむね石射の案に沿つたものであるが、要は、中国側が満州国を今後問題にしないといひそかに約束してくれば、塘沽停戦協定やその後の梅津・何応欽、土肥原・秦徳純協定など、華北に特殊な地位を与える諸協定は皆解消して、南京政府の行政権を回復し、そのかわり中国軍側は反日運動を取り締まる、ということであり、穩健妥当なものであつた。この交渉はチャネルの行き違いなどがあり、なかなか進まなかつた。

しかし、石射は『もし中国側との接触がうまくいったとしても、どうせ結果しなかつただろう』と書いている。それは、そのとき上海事件が勃発したからである」と。

この上海事件とは即ち、大山勇夫中尉殺害事件である。事実関係は、岡崎久彦に従えば、次の如きものであつた。

**上海事件**

8月9日、海軍上海特別陸戦隊の大山勇夫中尉は齋藤要蔵一等水兵の運転する自動車で上海租界の管轄下にある道路を通行中、保安隊の一斉射撃をうけて即死した。

通州事件と同じように、保安隊が日本人に反抗の姿勢を明らかにしたのである。上村は、中国側の「前線將兵の抗日熱は、すでに政府のコントロールしえないものになつてしまつたのである」と書いている。

**岡崎久彦『重光・東郷とその時代』**

このような事実関係であつたにも拘わらず、例によつて中国側は、事件を虚構しようとした。それは、東京裁判の昭和22年5月1日の審理における、上海陸戦隊首席參謀武田勇による以下の証言に明らかである。

**東京裁判での上海陸戦隊首席參謀武田勇の証言**

8月9日夕刻、大山中尉の殺されたことが分かつたので、日本側は支那側の責任者と共に現場へ行つた。虹橋飛行場の入口から約100メートル行つた右側の溝に自動車は突つ込んで壊れてゐた。大山中尉は自動車のわきに多数の機関銃弾を浴びて殺されたうえに、青龍刀で頭を真二つ割られてゐた。運転手は運転台で多数の弾を受け

て死んでゐた。次に日支両国責任者と第三国の

新聞記者を合はせて第二回の実地調査をした。すると今度は自動車のわきに頭を撃たれた一人の支那兵の死骸が置いてあつた。また運転手の齋藤は約5百ヤード離れた部落に引つぱつて行かれてあつた。そこで最初に来たときになかつた支那兵の死体があるのはどうしたわけかを質すと、支那軍の將校は、大山中尉がピストルで射殺したので、支那側が反撃したのだと答へた。初めて来た時になかつたものがあるのはをかしい、では病院で解剖して調べてみようといふことになつた。大山中尉はピストルを持つてゐたが、袋に入れて肩にかけた儘殺されてゐた。翌日、日支両国の軍医官立会ひの下で真茹<sup>しんじゆ</sup>大

学病院で解剖したところ、傷は拳銃弾ではなく、小銃弾であることが判明し、事件をごまかそうとする支那側のトリックが暴露されたのである。

和文速記録V巻―238頁  
及び英文速記録21244頁以下

かくして、大いに和平への期待を抱かせた「石射・船津和平調停案」は、あつけなく潰えた。そして事態は戦争不可避の情勢へと移行し、第二次上海



事変の発生を導いたのであった。

### 支那事変の進展

即ち、8月13日午前9時半ころ、中国軍便衣隊が日本陸戦隊警備兵に発砲。午後、北四川路の守備兵に対しても、機関銃射撃を行う。午後5時、中国軍は砲撃を開始。日本側はこの時点においても不拡大方針に基づき応射しなかったが、日本本国において、遂に陸軍の派遣を決定した。ここにおいて日本政府も、出兵を決意せざるを得なくなつたのである。現地中国側の抗日・反日の言動は留まるところを知らず、そして勿論、上海における日中間の戦力情況は、圧倒的に中国側に優勢であり、在留邦人には恐るべき危機が迫つていた。これら邦人を遺棄することは許されなかつたからである。日本政府は、8月15日、「上海出兵の決意表明に伴ふ声明」を發出した。以下の通りである。

#### 盧溝橋事件に関する政府声明

帝国夙に東亜永遠の平和を翼念し日支兩國の親善提携に力を致せること久しきに及び。然るに南京政府は排日抗日を以て国論昂揚と政權強化の具に供し自国国力の

過信と帝国の實力輕視の風潮と相俟ち更に赤化勢力と苟合（迎合）して反日侮日愈々甚しく以て帝国に敵対せんとするの氣運を醸成せり。近年幾度か惹起せる不祥事件何れも之に因由（原因・事由）せざるなし。今次事変の發端も此の如き氣勢が其の爆發点を偶々永定河畔に選びたるに過ぎず通州に於ける神人共に許さざる殘虐事件の因由亦茲に發す更に中南支に於ては支那側の挑戰的行動に起因し帝国臣民の生命財産既に危殆に瀕し我が居留民は多年營々として建設せる安住の地を涙を呑んで遂に一時撤退するの已むなきに至れり。

顧みれば事変發生以来屢々声明したる如く帝国は隱忍を重ね事件の不拡大を方針とし努めて平和的且局地的に処理せんことを企圖し天津地方に於ける支那軍屢時（たびたび）の挑戰及不法行為に對しても我が支那駐屯軍は交通線の確保及我が居留民保護の爲真に己むを得ざる自衛行動に出でたるに過ぎず、而も帝國政府は夙に南京政府に對して挑戰的言動の即時停止と現地解決を妨害せざる様注意を喚起したるにも拘らず南京政府は我が勸

告を聴かざるのみならず却て益々我方に對し戰備を整へ嚴存の軍事北上せしめて我が支那駐屯軍を脅威し又漢口上海其の他に於ては兵を集めて愈々挑戰的態度を露骨にし上海に於ては遂に我に向つて砲火を開き帝國軍艦に對して爆撃を加ふるに至れり。

此の如く支那側が帝國を輕侮し不法暴虐至らざるなく全支に亘る我が居留民の生命財産危殆に陥るに及んでは帝國として最早隱忍の限度に達し支那軍の暴戻を膺懲し以て南京政府の反省を促す為今や断固たる措置をとるの已むなきに至れり。

此の如きは東洋平和を念願し日支の共存共栄を翹望する（首を長くして待ち望む）帝國として衷心より遺憾とする所なり。然れども帝國の庶幾する（希う）所は日支の提携に在り。之が為支那に於ける排外抗日運動を根絶し今次事變の如き不祥事發生の根因を芟除する（刈除く）と共に日滿支三國間の融和提携の實を挙げんとするの外他意なく固より毫末（細い毛の先ほど）も領土的意圖を有するものにあらず。又支那國民をして抗日に踊らしめつゝ、あ

る南京政府及國民黨の覚醒を促さんとするも無辜の一般大衆に對しては何等敵意を有するものにあらず且列國利權の尊重には最善の努力を惜まざるべきは言を俟たざる所なり。

堀場一雄

#### 『支那事変戦争指導史』

他方、中国側の戦争体制の確立は、より一層周到にして急速に整えられ、万全とも言ふべきであつた。即ち、8月15日には、蒋介石が対日抗戰總動員令を發令すると共に、中国共産党は抗日救國十大綱領を發表した。更に8月21日には、蒋介石がソ支（ソソ）不侵略条約を締結した。8月22日には、蒋介石が共産軍を第八路軍に改編して、国民党と共産党の間に統一戦線が立てられたのである。

また中国共産党側の動きについては、既に述べたが、堀場によれば、「7月8日、早くも第二十九軍擁護、抗日決戰の通電を發し、8月15日抗日救國十大綱領を發表した。9月22日には精誠團結一致抗敵宣言を發出した。そして中共は、「國民政府の鋒先を轉換せしめ、且は自己勢力の拡張を策する」と見受けられたのであつた。



ここにソビエト共産党の強い指導下にあった中国共産党と、1936（昭和11）年12月の西安事件以降共産党との提携に妥協せざるを得なくなっていた蒋介石の国民党とが、ともにソビエト共産党の影響下で、抗日の行動へと傾斜していくのである。

尚それまで北支事変と称していたこの日中間紛争は、実態的には「戦争」であったが、9月2日、日本側は、「戦争」の呼称を忌避して「支那事変」と改称した。それは中国側も同様であった。両国ともに、米国ほかの諸国が中立義務を守って武器売却を禁じることが懼れたからである。

更に9月以降、この事変の戦闘は一挙に進展する。9月5日、帝国海軍は、支那船舶の海上封鎖を宣する。即ち、租借地及青島を除く支那全海岸に支那船舶の交通を遮断する宣言である。

9月9日には、蒋介石が国防最高会議を設営する。

そして、現地日本軍も蒋介石国民党の根拠地、南京への入城に向けて、戦闘を拡大して行くのである。その概況は、堀場一雄によれば、以下の通りであった。

### 南京入城に向かう日本軍

作戦当局は9月11日に至り、第九、第十三、第一百一師団及第三飛行団一部の増派を処置す。戦争指導当局は、情勢上今や作戦目標は南京となし、日支全面問題を解決するの要ありとし、10月6日三原則より成る建設的解決方針を起草し、次で南京作戦を決定的ならしむるため英米軍需輸入ルート広東を衝くべきを提案す。

派遣軍は増加兵団を正面に使用し、10月上旬より、重点を大場鎮方面に指向して攻撃す。上海周辺の敵兵力三十万師を算し、抵抗頑強にして戦況洪滞に陥りしも、第一線の堅忍奮闘に依り、同月下旬漸く目的の地附近に進出することを得たり。軍は続いて、激烈なる戦闘の後、11月9日、蘇州河畔の既設陣地を攻略し、11日南市を掃蕩す。

作戦当局は10月20日上海方面戦線の交綏（両軍共に退いて膠着状態に陥ること）に鑑み、漸く新に第十軍（司令官柳川中将第十八、第一百十四師団及北支より転用の第六師団、歩兵第九旅団基幹）を編成して、杭州湾北岸に上陸し上海西南方地区

に進出せしめ、又第十六師団を北支より上海派遣軍に転用して白茆口附近に上陸せしむる如く処置し、以て戦況の打開を策す。

11月7日中支那方面軍司令部（司令官松井大将）編成せられ、在中支諸部隊を統括指揮し、海軍と協同して敵の戦争意志を挫折せしめ戦局終結の動機を獲得する目的を以て上海附近の敵を掃滅すべき任務を与えられ、作戦地域は概ね蘇州、嘉興を連る線以東に限定せらる。

第十軍は上海に牽制せられある敵の虚に乗じ、11月5日杭州湾金山衛城附近に奇襲上陸し、嘉興及崑山方向に進進して上海正面敵の背後を脅威し、上海派遣軍は12日より滬寧鉄道（上海と南京間を結ぶ）以北の地区を追撃に移り、白茆口の陸上亦13日より開始せられ、各軍は潰走する敵を逐ひ、11月19日第一線を以て常熟、蘇州、嘉興の線に進出す。

堀場一雄

『支那事変戦争指導史』

以上の如く、日中両国は、互いに譲り難い敵対関係に陥り、1937（昭和12）年12月13日の南京の陥落と日本

軍の入城へと向かったのであった。



日本軍による南京城への入城式 (1937年12月17日) (Wikipedia)



中華門爆破の瞬間 (1937年12月12日) (Wikipedia)

支那事変に関する中国の国際連盟提訴  
ここで「1937年における中国の混乱と暴乱」の第六として、9月12日の中国側による国際連盟への提訴に言及しておきたい。中国のこの行動は、先の満州事変の際にも行われたが、満

州事変に対する国際連盟提訴について、チャールズ・カラン・タンシルは、以下の通り指摘する。  
1931年9月の日本の行動を受けて、中国は国際連盟に提訴した。日本の行動を侵略行為と主張



南京戦闘経過要図 1937年12月上旬 (Wikipedia)

し、その矯正を連盟に求めた。しかし中国はワシントンでの合意事項を守っておらず、連盟に提訴などできる立場ではなかったのである。彼らは連盟の裁きの場に、「汚れた手」で現れたのである。※  
・・・(米国の)東京大使館の顧問であったネヴィルは、不誠実な中国の行動を報告していた。ネヴィルは、中国政府はワシントンで決まった協約(1921〜22年)を守っていないことを知っていた。また共産党勢力が中国では日に日に勢いを増していることにも気づいていた。中国政府の手は汚れていたのである。  
チャールズ・カラン・タンシル  
『裏口からの参戦』

※【Ambassador Grew to Secretary Stimson, February 24, 1933.に添付されたネヴィル意見書、MS, Department of State】

縷々言及した通り、第1次世界大戦後の極東・太平洋の国際安全保障を約したワシントン条約体制は、中国を主要対象として、1921〜22(大正10ないし11)年、米国の主導によって成立せしめられたものである。しかし主に中国と米国による言動によって、なし崩し的に破綻せしめられたものであった。まして1937年の支那事変に関する中国の連盟提訴は、盧溝橋事件を起した主体並びに、事件がナショナリ

ズムに燃えた中国の度重なる対日挑発の「無差別テロ事件」であった事とを考えれば、満州事変の場合以上に、合理的正当性と説得性を欠くものだったのである。

この際の中国の連盟提訴に対して連盟は、これを九カ国条約会議へ移送する。27日、政府は会議への不参加を回答し、11月3〜15日、九カ国条約会議は日本の条約違反を非難して終わった。つまり国際連盟も九カ国条約会議も、ともに、満州事変及び支那事変という極東の危機に対して、両国に妥当性を覚えさせる解決策を提示する事は出来なかつたわけである。

### 日支間争闘に関する筆者の疑念

ここで、日本が支那に対処するに際して、蒋介石と提携できなかった日本側事情の一端に、堀場一雄『支那事変戦争指導史』に付された「附」を借りて付言しておきたい。即ち以下の通りである。

#### 蒋介石との提携不首尾事情の一端

南京陥落前蒋介石の否認を提唱せし急先鋒は軍務課佐藤中佐にして、講和斡旋の傍受電報を読みみて憤慨せるは河本少佐を先頭とする軍務課及支那課なり。河辺課長は敢然之等と戦ふの気力に乏しく、

予は孤軍奮闘せり。爾来予は佐藤中佐と相好からず。

由来軍務課及支那課は政權運動に興味を有す。当時偶々北支新政権問題あり。之が首班に擬せられたる王克敏は、蒋介石打倒せられず、日本が之と事変を解決するに於ては自ら奸漢(漢民族への裏切り者)たらざるを得ず。彼の出馬条件は、日本が蒋介石と絶縁し、彼を絶対支持することに在るは明瞭なり。

・・・右支持者達は北支政權を以て新支那の中心勢力たらしむとの決定的意志表示を強硬主張せり。

予は激論の末、右実現不可能の含蓄に於て之を修文せるものなり。当時以来暫くの間予は装填せる拳銃を机の引出に入れて執務せり。

堀場一雄

『支那事変戦争指導史』116頁【附】

既にこれまでの弊稿で、「中華主義」とも言うべき中国外交の実態については、機に依りて言及してきた。ここでは、この時期の中国革命の指導者、蒋介石の言葉を引用しておきたい。

言うまでもなく蒋介石は、「中国革命の父」と称され、1911年の辛亥革命

によって翌1912年に成立した中華民国の初代臨時大統領となった孫文の後継者となった人物である。また孫文

の妻、宋慶齡の妹、宋美齡を二度目の妻とした。北伐を指揮し、中華民国革命の完成に勤しんだが、中国共産党を壊滅一步手前までに追い込みながら、戦後は中国共産党に大陸を追われて台湾に逃れ、台湾で初代中華民国総統となった。

彼は、第7回稿(『慰霊第55号』)

で、少しく引用した通り、中国革命運動の初期段階(1923(大正12)年のソ連訪問直後)より、「ソビエト共産主義」の恐るべき「恐怖性」、「專制性」、「ツァーリズム的侵略性」、「反人民性」を、明確に認識するに至っていた。彼は又、孫文が日本に逃れていた頃、1907年、日本に留学し、且は帝國陸軍に、士官候補生として所属していたことすらあった。相応の知日派であった。

筆者にとつて、日中戦争を振返つた際の疑念乃至は謎の一つは、日本政府及び日本軍部と蒋介石とが、あれほど早い段階から、あれほど明確に、ソビエト及び国際共産主義の本質を直知した点において一致していながら、何故に歩を揃えることが出来なかつたのか、という一事である。

蒋介石は勿論、売国奴などではなかつた。彼は、満州事変以降も支那事変に至る迄の間、有名な「安内攘外」をそ

の国策スローガンとして、激しく活動した。即ち、「共産主義がひとたび民族の心の内に浸透すると回復は不可能となる。日本の侵略は中国の国力が充実すれば、いつでも撃攘し得る。まづ内を安んじて後、外に当るのが物事の順序である」とのスローガンである。

その蒋介石が、既に1934(昭和9)年12月に発行された「国民政府外交部機関誌『外交評論・敵か？友か？』」の中で、法律学者徐道鄰の名を借りて、「満州事変以来の日華関係に於ける双方の錯誤」を論じた。そこでの中村繁の引用に従えば蒋介石は自ら、中国側の錯誤を次のように指摘した。

中国側の錯誤―蒋介石

昭和5(1930)年以前は、日本を憎悪するに急で(大正411915年日華条約)商榷問題交渉の時機を失つた。当時、日本では軍人はそれほど勢力がなく、政党の威信もあつたのだから、日華関係改善の機会は十分にあつたのであり、ひいては満州事変を惹起せざるに澄んだかも知れない。満州事変が勃発すると、例へば胡適は日本が提唱した五原則によつて直ちに交渉を開始すべきだと主張したのだが、当局は遅疑逡巡し、「(日本軍が滿鉄附屬地へ)撤兵せざれば交渉せず」の原則を固執したため、日本の穩

健派を擡頭させることができず、軍人の氣勢を高め、問題をいよいよ困難にしてしまった。事変後は日本軍がまだ長城線を越えない時機に局面の展開を計ることができたのに、中共分子の策動に乗つて過ちを重ね、遂に収集し難い状況を招いた。すべからず感情を抑え、日本と提携して国家民族永遠の計を謀るべきだ。中国人が日本憎悪の感情に基づく見方を一擲せぬ限り、両国間の障碍は打開できず共倒れになるであらう。

1934(昭和9)年12月発行

「国民政府外交部機関誌

『外交評論・敵か？友か？』」

満州事変以前にまで遡つて、中国人ないしは中国外交の基本的な対日姿勢の本質を衝いていると言えよう。そこには日清戦争による手痛い敗北感―それは単に、華夷秩序の末端にあるとしていた劣弱民族日本に敗北したという、優越感へのダメージだけではなく、列強による自国の半植民地化という現実上の一大損失を齎したのであるが―があつたと言えよう。自ら反省すること厭う中華民族の指導者が、これほど率直に自国民の短所を論じていることは記憶されるべきであらう。(続く)



南樺太の対ソ作戦(二)

岩田 司朗

Ⅲ 国境方面の戦闘

(8月11日～14日の状況)

1 主陣地前方の戦闘

(1) 半田の攻防

半田付近は中央軍道上国境に最も近く設けられた部落であり、付近一帯はツンドラ地帯で、半田川南方約400～500mの地点には軽掩蓋を有する若干の火器掩体と、これに連接する交通壕により陣地が構築されていた。

本陣地には、配備交替部隊として、11日零時頃、第4中隊第1小隊(大國武夫少尉以下34名)が無線分隊とともに到着した。

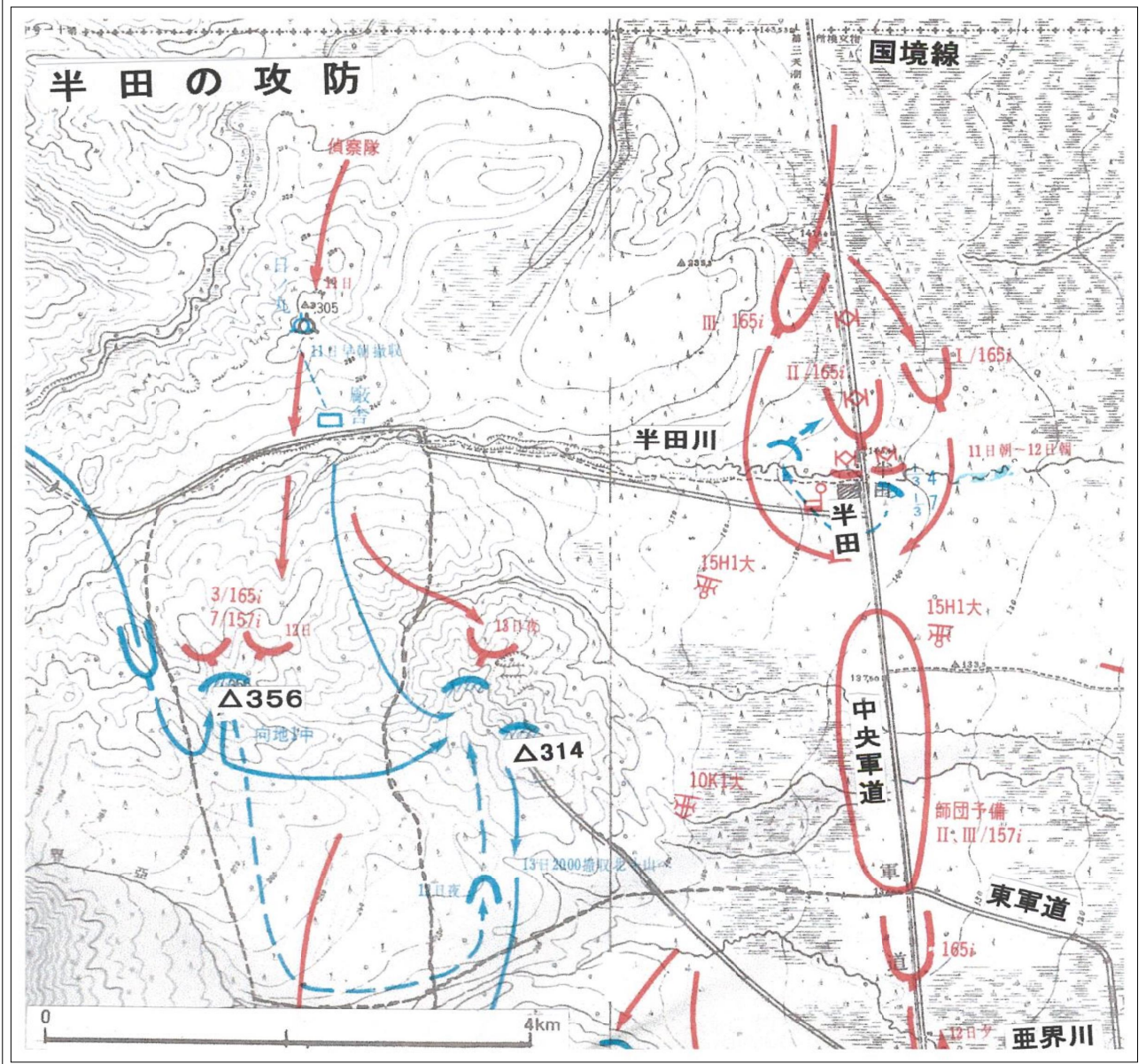
従来の警備隊(泉澤小隊)との交替がほぼ終わった11日0500頃、ソ軍の攻撃が開始された。配備変更に向かった泉澤小隊も急ぎ陣地につき、ここに国境方面の戦闘が開始された。当面の敵兵力は、戦車3～4を伴う1コ中隊と判断され、火砲4～5門が援護している模様であったが、両小隊の果敢な

反撃により、ソ軍の攻撃前進はたちまち頓挫した。

0800頃からソ軍は、新たな部隊を増強し、軍道東側からの包圍攻撃、両翼からの攻撃を反復し、1700ころには、完全に大國小隊を包圍する態勢を固めた。

小隊は肉迫攻撃、挺進奇襲、射撃によりこれが阻止に努めたが、四周から近迫するソ軍に離脱不可能となり、遂に玉砕するに至った。

泉澤、大國小隊によつて戦われた半田の戦闘は、緒戦のソ軍に大きな打撃を与えた。警察隊を含めても100名に満たない兵力で、ソ軍1コ軍団を丸1日にわたり阻止したのであつ



た。ソ連戦史でも、この正面攻撃の失敗を認め、幌見峠主要塞陣地中最も堅固な陣地として、両守備隊の戦闘を高く評価している。

**(2) ソ軍 師走陣地に接触**

半田を陥落したソ軍は次第に軍道正面に兵力を増加し、12日1200頃、戦車7〜8両を伴った歩兵約1コ大隊が師走川北方700m付近に達し、亜界川橋梁付近に陣地を占領した10〜15榴散門の支援射撃のもと、一斉に攻撃前進を開始した。

師走川南側に配備された第4中隊は機関銃中隊等とともに、この敵を邀撃した。このためソ軍は再三にわたり前進を阻止され、ついに亜界川以北に後退した。爾後、ソ軍はわが山砲の制圧を企図し、空中偵察及び砲撃を繰り返したが、徒勞に終わった。

**(3) 師団との通信途絶**

開戦以来12日頃までの間、歩兵第125連隊に到着した師団命令は、9日朝における対ソ作戦発動の命令及び10日の「積極的戦闘禁止」の2つだけであった。そしてこの「積極的戦闘禁止」を解除する師団命令は連隊に届かなかった。

開戦前、氣屯―豊原間の通信は、有線は部外の局線が利用され、これが大部分を占めていた。無線は、師団通信隊の無線機が氣屯に配置され豊原と系を構成していたが、連絡交信が主であった。

8月9日のソ軍参戦後、師団通信機材の故障、及び通信隊の運用にも齟齬を来し、有線、無線とも機能せず、開戦初期から終戦時に至るまで、重要な命令が師団から連隊に伝達されなかった。師団は連隊正面の状況を十分に把握できず、連隊もまた当初の命令だけで一切の行動を律した。

**(4) 向地視察隊の撤収**

日の丸監視哨正面のソ軍は、開戦以来活発な越境偵察を繰り返していたが、10日夜暗を利用し第2号日の丸監視哨付近に侵入して来た。ソ軍の攻撃に先立ち、11日早朝、日の丸監視哨は314高地へ、八の字監視哨も356高地に撤収した。

日の丸監視哨の哨所を占領したソ軍は、迫撃砲、機関銃を伴う約1コ中隊をもって、12日から13日にわたり、356高地、314高地を攻撃してきたが、向地視察隊は再三これを撃退し、

戦闘は終日続けられた。連隊長は中央軍道に沿う地区から軍主力が南下して来た状況を考慮し、13日2000、同隊の撤収を命令、14日早朝北斗山に帰着した。

**(5) 幌内川ツンドラ地帯方面の戦況**

**ア ソ軍 武意加から古屯に向かう**  
11日、連隊は斥候の報告により、武意加―古屯道上の九軒飯場（古屯から9kmに位置）付近には1400頃約1コ小隊のソ軍が進出したことを承知した。

12日朝、武意加陣地前面に約50名のソ軍が進出して来たが、同陣地付近でソ軍を牽制抑留する任務を有する岡島小隊は、ソ連の攻撃と相前後して連隊主力との通信が途絶したが、依然現陣地を確保していた。

**イ 輜重兵大隊の古屯防御**

ソ軍侵入の報告を受けた連隊長は、向地視察隊吉村中尉の指揮する1コ小隊を、武意加に進出させこれを撃退するよう措置した。

吉村小隊は1200ころ、武意加―古屯検問所付近にこの敵を邀撃して、十二軒飯場付近まで撃退した。このころ古屯には山鹿大尉の指揮する輜重兵第2大隊（2コ中隊）、特設警備工兵隊、特設警備隊等がいたが、戦闘部隊らしい部隊はいなかった。工兵隊や作業員たちは陣地構築や糧秣運搬に当たり、中学校生徒らは対空監視に任じていた。

正午近く、古屯兵舎にソ軍戦闘機や爆撃機により銃爆撃が加えられ、この攻撃に連携して東方から、自動小銃で装備された約1コ大隊のソ軍兵が進攻してきた。

山鹿大尉はこの敵を撃退するに決し、1400頃から古屯南方に進出してきたソ軍に対し輜重兵中隊で攻撃を開始した。輜重兵中隊は人数こそ多いが、装備は軽機1、小銃20余に過ぎず、大部分は木銃に帯剣をくくりつけるといういでたちであった。

攻撃開始後当中隊正面に約600名のソ軍が増強された。劣等な火力装備に加え、森林内の灌木、葛草は突進を妨害し、中隊の突撃は、敵の森林内からする自動小銃の射撃と後方からの砲撃とにより敵前至近距離で頓挫した。そこで大隊長は、1500ころ、部隊を古屯川の線まで後退させ、同線を保持して夜を徹することにした。

ソ軍はなおも西進し、1800頃、部隊で人員約190名の安別派遣隊機関銃隊兵舎に進出したが、古屯川から北には進出しなかった。

夕刻、大隊正面のソ軍は約400と判断された。これに対する輜重兵大隊の兵力は700余の多勢であったが、火器は軽機若干と小銃50余に過ぎないものであった。

歩兵第125連隊では、古屯駅付近のソ軍は約2コ小隊に過ぎないものと判断し、当面のソ軍を包囲殲滅すべしという命令を下達したが、山鹿輜重兵大隊長は、この命令は大隊の装備上からも実行不可能にちかく、かつソ軍主力の位置及び行動など一切不明のため、攻撃を再興することなく警戒を厳にして夜を徹する方針を採った。

連隊戦闘詳報によると、12日、師走及び古屯両方面において敵に与えた損害100名以上、我は戦死将校2名、下士官、兵28名、戦傷18名。ソ軍機の来襲は1000ころ、戦闘機1、爆撃機2を含む延28機であった。

(6) 安別国境の戦闘

西海岸の国境安別は50戸ほどの漁村で、開戦時ここに配置されていた兵力は、歩兵第125連隊第6中隊基幹の

部隊で人員約190名の安別派遣隊機関銃隊兵舎に進出したが、古屯川から北には進出しなかった。

安別派遣隊の任務は、安別守備のほかピレオ川沿いに氣屯方向に侵入する敵を阻止し、やむを得ない場合でも飛龍を確保して連隊主力の左側背を援護することであった。

8日夜から9日夜にかけてソ連兵10数名の越境行為が見られたが、派遣隊に対しては10日、連隊長から、氣屯転進が発令された。

12日0300、派遣隊の転進発起に先立ち、500t級のソ連艦艇3隻が沖合1km付近から砲撃を開始、この砲撃に連係して陸上から越境攻撃が開始され、海上からは上陸用舟艇数隻が発進した。

派遣隊は警察隊を併せ指揮してこれに反撃を加え、一時は上陸を企図した舟艇に火災を生じさせたが、ピレオ河谷方面の守備を考慮して、1000頃から離脱を開始、夜までに飛龍に後退し陣地を占領した。

ソ軍は安別占領後直ちに前進する様子はない。

2 八方山主陣地の戦闘

(1) 師走陣地の戦闘

8月12日、中央軍道沿いに南下するソ軍を撃退した第1大隊は、13日朝以後の戦闘に備え夜を徹して陣地の強化に努めた。

13日、ソ軍は早朝から師走陣地及び八方山に対する砲撃を開始、6時頃、増援部隊を得て再度攻撃を開始した。

第1大隊は再三にわたりこの敵を撃退したが、1400ころ遂に4輜の戦車が軍道上の第4中隊陣地を突破するに至った。左右に分断された第4中隊は、混戦状態となり、各隊は北極山に、あ

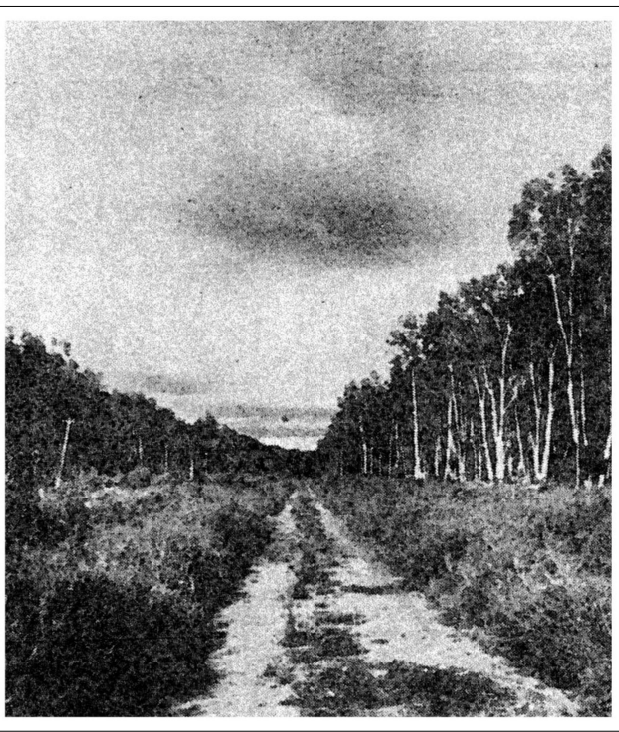
るいは八方山に向かい陣地を撤収した。

13日夕には両軍道ともにソ軍に開放することとなったが、守備部隊の奮戦はソ軍をして、爾後の攻撃続行を躊躇させるに十分なものがああり、ソ軍は攻撃を中止して態勢整理のため防御に転移せざるをえなかった。

(2) 古屯の攻防

ア 古屯駅奪回失敗

8月13日、1日中動きが不活発であったソ軍は、夜に入ってから再び行動を開始し、古屯駅付近には約1コ中隊、別の一部が3号兵舎及び機関銃兵舎付



道中央軍道近の峠見幌

近にまで進出し、14日早朝から古屯橋北側の我が守備部隊に射撃を加えてきた。氣屯から派遣された2コ中隊は、古屯駅奪回のため払暁攻撃に転じ、0800ころ敵前150〜300m付近にまで達し、さらに60〜70m



にまで近迫し、まさに突撃を発せしよ  
うとした時、散兵線は猛烈な射弾に包  
まれ、一瞬にして突撃が頓挫した。こ  
も、道路の両側に少人数の伏兵を配置  
の攻撃において中隊長が戦死し、各隊  
は攻撃再興を試みたが、戦車を含む敵  
の攻撃を受け、さらに後退を強いられ  
た。

ここに於いて、14日の攻撃を中止し、  
15日早朝を期し攻撃再興を図ったが、  
森林内で進路を誤るなど準備が整わず、  
部隊は氣屯に後退した。

### イ 挺進奇襲

輜重兵大隊による攻撃、歩兵中隊等  
による攻撃を受け、古屯に進出したソ  
軍もまた苦境に立っていた。携帯兵器  
だけで進出して来たソ軍にとって、わ  
が軍の攻撃はかなり手痛いものであつ  
た。

「積極戦闘を禁ず」の解除命令は連  
隊に届かなかつたため連隊の戦闘指導  
は、開戦以来専守防衛そのもので、積  
極的行動としては、一部による挺進奇  
襲ぐらいであった。しかし四周ソンド  
ラに包まれ軍道以外全く車両の行動を  
許さないこの戦場では、かなりの遅滞  
効果を収めることができた。

この遅滞効果についてソ軍戦史は

「・・・このようにして半田川の線は  
突破することができたが、敵はその後  
も、道路の両側に少人数の伏兵を配置  
し、茂み、あるいは樹木の陰から奇襲  
射撃を加え、地雷を敷設するなど、あ  
らゆる手段を尽くしてソ軍の前進を妨  
害した。このため、樺太縦貫道（中央  
軍道）からする師団主力の進撃速度は  
著しく低下し、8月15日夕刻になるま  
で、幌見峠の主陣地前面に主力を集結  
させることができなかった」と述べて  
いる。

### 3 方面軍及び在道兵団の樺太増援準備

#### (1) 方面軍、兵力増派を決定

方面軍は、12日第1飛行師団を対ソ  
作戦に起用することを決定、また13日  
第7師団から歩兵3大隊、砲兵1コ大  
隊を基幹とする1支隊を樺太南部地区  
に急派する命令を發した。

第1飛行師団では、方面軍命令によ  
り直ちに對ソ作戦に轉換したが同師団  
の作戦方針轉換、飛行部隊の出撃は後  
手に回り、ソ軍侵攻に即応できなかつ  
た。

#### (2) 北樺太逆上陸作戦

8月14日朝、派遣されていた方面軍  
参謀によつて樺太逆上陸作戦が提案さ  
れた。

その狙いは、樺太のソ軍兵力は1コ  
師団半であり、ほぼ全力が南下してお  
り、北樺太はまず兵力皆無であろう。  
よつて我としては乾坤一擲北樺太に逆  
上陸を行い、ソ連を撃滅すべきである、  
というものであつた。

14日夜、その具体策が進められよう  
としたころ、情勢が急転、すべて破  
算となつた。

#### (3) 聖断下る

参謀によつて提案された北樺太逆上  
陸案は、時間的にみて無理かと思われ  
るものがあつたが、方面軍司令官はあつ  
さりこれに同意した。この夜、参謀は  
知人の新聞記者から戦争が終わりそう  
だという連絡を受け、直ちに方面軍司  
令官に報告した。

樋口方面軍司令官は、ぼつりと一言、  
「戦争はもう終わったよ」と述べただ  
けであつた。  
方面軍司令官は既に戦争終結に関す  
るご聖断が下つた内容の電報を接受し  
ていた。

こうしてこれらの計画は全てご破算

### IV 国境方面の終戦(8月15日～22日)

#### 1 日本の終戦とソ連の継戦

##### (1) 自衛戦闘は継続

第88師団は、8月15日正午、天皇の  
放送でおぼろげ乍ら戦争終結がわかっ  
てきた。そして夕刻、陸軍大臣、参謀  
総長の悲痛な訓示と共に終戦に関する  
方面軍命令が届いた。

16日朝、各部隊から連隊副官等を集  
め、終戦に伴う師団命令を下達した。  
その内容は、陣地撤収、分散した部隊  
の集結、武装解除、特設警備隊、地区  
特設警備隊及び義勇戦闘隊などの解散、  
一部兵員の召集解除、軍旗の処理など  
であつた。戦闘中で連絡のとれない歩  
兵第125連隊には、師団から3組の  
伝令が派遣され、17日敵中を突破した  
1組がようやくやく八方山に辿り着き師団  
命令を伝達した。

##### (2) ソ軍、攻撃続行を命令

昭和20年8月15日正午をもって、マツ  
カーサー大将の命により、米軍の戦闘

行動は一切中止された。しかし、ソ軍の攻撃はとどまるところなく続き、さらに新たな作戦行動がその後も発起されたのである。

北東方面においては、ソ連の攻撃行動は9月5日まで続けられたが、「大祖国戦史」ではその理由を

①8月14日、天皇の行った日本の降伏についての発表は、一般的な無条件降伏宣言に過ぎない。軍隊に対する戦闘行動停止命令はまだ出ていないし、日本軍は依然抗戦を続けている。従って、

本軍は依然抗戦を続けている。従って、日本軍の実際の降伏はまだないのである。

②天皇が、その軍隊に戦闘行動を停止し、武器をおくよう命令し、その命令が実際に行われるときにはじめて、日本軍の降伏とみなすことができる。

③故に極東ソ軍は攻撃を続行するのである。

と述べている。

マッカーサー大将のソ軍統帥部に対する攻撃作戦停止命令の発令についての希望は、一顧だにされなかった。

ちなみに、8月14日現在、北東方面において、ソ軍と交戦しているのは樺太国境の古屯正面だけで、それも専守

防禦であった。その他の地域は交戦どころか当のソ軍は海上はるか沿海州やカムチャツカにあつたのである。

樺太国境におけるソ軍の本格的攻撃は終戦後になってから始められ、更にソ軍統帥部が真岡及び千島侵攻作戦を決定したのは8月15日、そしてまた、

③ソ連、北海道北部を要求

1945年8月15日、米政府は一般命令書の原案を作成し、その中で、東北中国(満州)、朝鮮北部(38度線から北)、南樺太にある日本軍が、極東のソ軍総司令部に降伏することを定め

た。

これを受けて8月16日、スターリンは、トルーマンに次のように要求した。

①ソ軍に対する日本軍の降伏地域に千島列島の全部を含めること

②ソ軍に対する日本軍の降伏地域に釧路と留萌を結ぶ線(両市を含む)以北の北海道を含めること

そして第2項の要求については、1919年から1921年にわたったシベリア出兵の代償であるとし、かつ、「もしソ軍が、日本本土のいずれかの

部分に占領地域をもたないならば、ロシアの世論は大いに憤慨するであろう」と述べ、これは「私の控え目な希望である」と結んだ。

8月18日、トルーマンが第1の要求を認める返信をスターリンに送ったときには、ソ軍の占守島侵攻は既に開始されていたのであった。トルーマンはこの返信とともに、千島列島の中央に

軍事的及び商業的目的のために、陸上機と水上機の航空基地設定の権利を持ちたいと要求した。

トルーマンのこの要求はスターリンによつて拒否され、スターリンの北海道占領企図はトルーマンによつて拒否された。

2 戦後も続く国境陣地の攻防

(1) 古屯の攻防

8月13日夕攻撃を中止したソ軍第56狙撃軍団は「8月16日朝、航空及び砲兵の攻撃準備射撃ののち、主攻を幌見峠に指向して攻撃を開始し、同地を占領して日本軍を分断撃滅する」方針のもとに、攻撃を再開した。

小林大隊は、16日未明兵舎地区から出て、兵舎北側の疎林内に凹型陣地を

占領した。陣地の直径は200m余、将兵は各個掩体を掘り、胸までツンドラの水に浸りながら周囲の敵と対峙した。

大隊の陣地を包囲したソ軍は、天明とともに迫撃砲、榴弾砲、戦車砲の射撃を開始し、日出後は飛行機も繰り出し爆撃、銃撃を反復した。

大隊は、大隊長を核心とする強固な団結を保持し、寡兵よく優勢なソ軍を阻止したが、数刻に及ぶ激闘により、大隊長以下死傷し戦闘は惨烈をきわめ、

8月15、16日両日、ソ軍に与えた損害は人員300名以上、戦車40両を擱座又は撃破し、わが損害は戦死将校4名、下士官兵約100名であった。

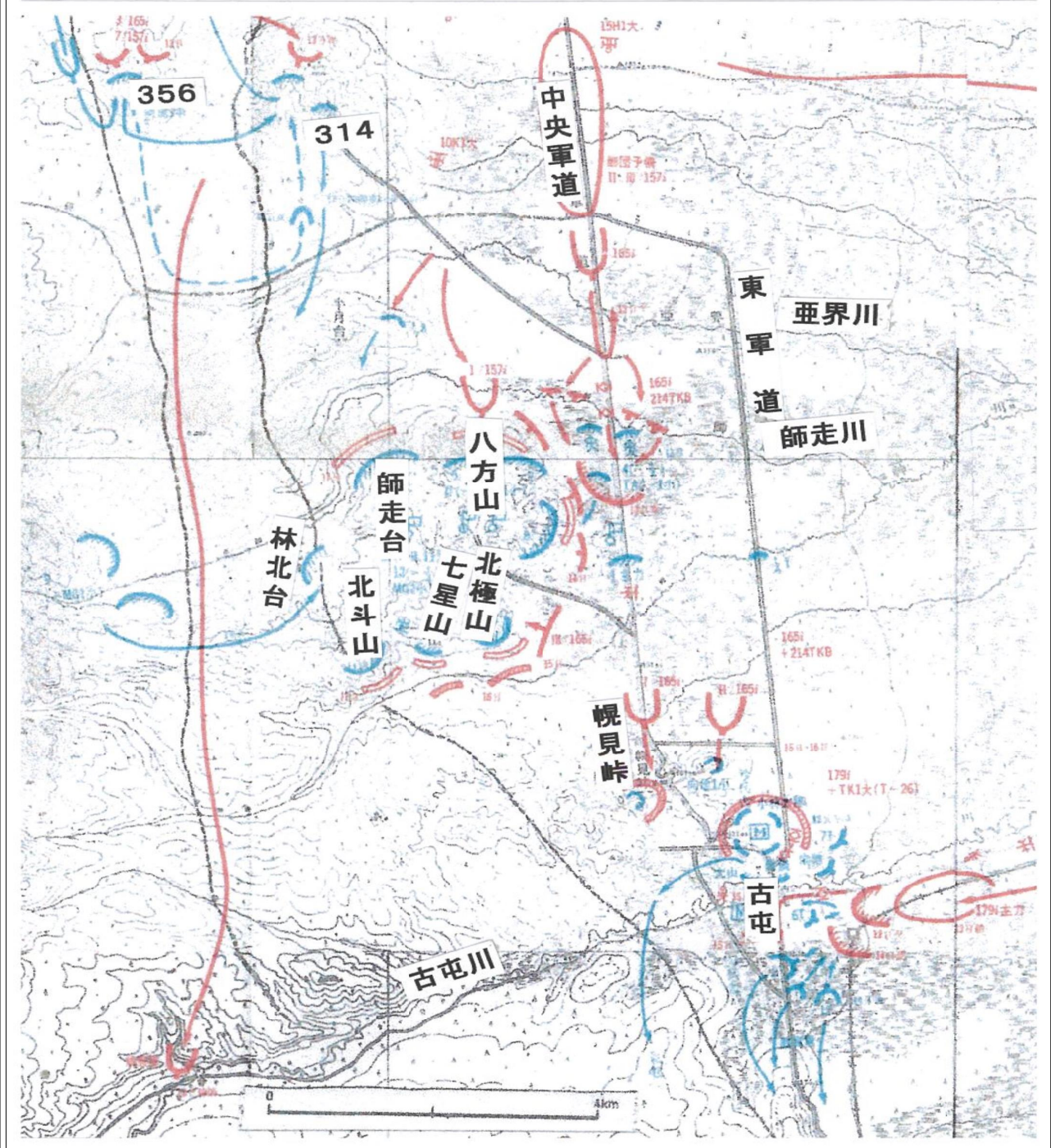
幌見峠を攻撃目標にしたソ軍は8月16日南北双方から攻撃を開始し、夕刻同地を占領した。実勢力1コ師団、戦車3コ大隊を集中しての攻撃であった。

(2) 北極山、八方山の防禦

古屯付近を包囲中のソ軍の一部は、15日夜を利用して北極山、七星山の中間地区に侵入し、砲兵支援の下に16日

0820頃、南から北極山及び七星山に攻撃を加えてきた。

## 中央国境方面戦闘経過の概要



第1中隊は、急ぎ南面して応戦したが、既設陣地がなく、死傷者が続出した。

八方山北側地区では、16日0700頃、約1コ小隊のソ軍が、第7中隊陣地正面に侵入してきたが直ちに撃退された。この敵は1200頃攻撃を再興してきたが、戦闘2時間にしてことごとく撃退された。

ソ軍は古屯を日本軍最後の拠点と見做してその主力をこの方面に集中した。その結果ツンドラ、森林地帯内を通る中央軍道上にはソ軍大部隊が縦隊のまま密集し、八方山の連隊主力にその側面を晒す格好となった。

連隊長は戦況を観察し、八方山西側からソ軍の側背に向い攻撃に転じ、これをツンドラ地帯に捕捉撃滅するに決し、その実施を18日夕刻と定めた。しかし、17日0300、連隊は「和平に関する大詔発せられ、守備隊は積極的戦闘を避くべし」という師団命令を受け、攻勢移転を中止し自衛戦闘に転移した。

### (3) 自衛戦闘は続く

ソ軍の攻撃が止まぬ限り闘いは続けられた。



17日北極山正面では0800頃からソ軍の攻撃を受け、1400ころ一旦これを撃退し、1500ころ再度攻撃を受けたが、1800ころまでに撃退した。夜間は射撃の応酬だけにとどまった。

七星山正面にも昼間約1コ小隊の敵が出現したが、交戦2時間で撃退した。

八方山正面では、0400ころ、約1コ中隊の敵の真面目な攻撃を受け、また1600頃には大型戦車を伴う攻撃を受けたが、日没近くこれを撃退した。同地には終日ソ軍の砲撃が集中された。

**(4) 歩兵第125連隊の終戦**

連隊は攻勢移転を中止して専守防衛に復帰したが、ソ軍の攻撃は依然続行された。

ソ軍は17日早朝から八方山に対する砲撃を開始し、0600ころから約2時間にわたり、戦車2両を伴う約1コ中隊で攻撃してきたが、守備隊は戦車1両を撃破し、1700頃までにことごとく撃退した。

北極山には、0900ころから約1コ小隊のソ軍が攻撃してきたが、夕刻までに撃退した。

七星山・北斗山正面では、1500

頃戦車3両を伴う2コ小隊の攻撃を受けたが、1700までに撃退した。このような状況の中、18日0200、連隊は戦闘行動中止の命令に接した。

そこで連隊長は、戦闘継続による損害の増加を憂慮し、ソ軍側に軍使を派遣して局地停戦に関する交渉に当たらせた。

この結果、8月19日1000、北極山においてソ軍に武器を引き渡し、国境地の戦闘を終息させた。

本戦闘を通じ、ソ軍に与えた損害は、戦死1,000余名、戦車破壊10両と推定された。わが方の損害は戦死約570名であった。

**(5) 国境付近での戦闘結果**

国境付近の戦闘において歩兵第125連隊は戦死340名、配属部隊を含めると戦死568名の損害を生じた。配属部隊のうち輜重第88連隊第2大隊の損害が最も多く144名に達しており、その多くは古屯の戦闘によるものであった。

なお、「本土作戦記録」にはソ軍将校の述懐として、次のように述べられている。

i ソ軍の豊原への南下は極めて急いでおり、各種軍隊及び車両が中央軍

道上に充滿していたので、日本軍の爆撃機が1機でも来たら大損害を蒙ったであろう。

ii ソ軍は八方山に主陣地があるのに気がつかなかつたので、幌見峠及び古屯にばかり突入していた。もしも八方山付近から側面へ攻勢に出られたら大打撃を蒙つたであろう。

iii 日本軍の兵力は、上敷香以北に1コ師団があり、豊原には別に軍司令部があるものと考えていた。

iv ソ軍の損害は戦死約1,000名で、某中隊に至っては120名中残つたものは僅かに30名に過ぎなかつた。

v 古屯付近における小林大隊長以下の奮闘は、よほど猛烈をきわめたものと見えて、この兵力を少なくとも1コ連隊とみている。わが兵力を聞くに及んでも容易には信じなかつた。

(続く)

**事務局からの報告等**

**一 令和5年度第2回通常理事会開催**

3月6日(水)、当協議会会議室において令和5年度第2回通常理事会を開催しました。

本会議では、事務局から提出された

議案等について熱心な討議が行われ、事務局案はそれぞれ原案通り承認されました。

**(一) 議案等**

- ①第1号議案…令和6年度事業計画書等
- ②第2号議案…令和6年度の財産運用について
- ③第3号議案…令和6年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭について
- ④第4号議案…令和5年度下半年職務執行状況(報告)
- ⑤第5号議案…副理事長の選任について
- ⑥第6号議案…特別会員団体の退会について
- ⑦連絡事項及び懇談会

**(二) 出席者**

理事10名中9名 監事2名中1名が参加

**二 慰霊祭等への参加状況**

- ①1月14日、乃木神社凱旋記念祭に専務理事が参加
- ②2月15日、千鳥ヶ淵戦没者墓苑遺骨引渡式に専務理事が参加

③3月9日、JYMA日本青年遺骨  
収集団慰霊祭に事務局長が参加  
④3月23日、第45回特攻隊全戦没者  
慰霊祭に事務局長が参加

### 三 硫黄島戦没者遺骨収集派遣参加

第4回硫黄島戦没者遺骨収集派遣  
につばさ会及び特攻隊戦没者慰霊顕  
彰会から各1名が参加され、27柱を  
収容しました。

### 四 新入会員紹介 (敬称略)

(令和5年12月19日～3月27日)

#### 【正会員】

岡山県郷友会

#### 【賛助会員】

奥村侑生市 篠永直樹 嶋田章三  
島野雅子 原田俊次 平田啓介  
矢野康男 山田大作

賛助会員8名

### 五 高額寄付の紹介

令和5年度に50万円以上の高額  
寄付をされた方の御芳名を掲載させ  
ていただき、あらためて感謝の意を  
表します。

池田尚和様  
杉村克治様

### 寄付金の税額控除に係る

#### 領収書等の送付について

当協議会は、租税特別措置法に基づ  
く税額控除対象法人に認定されてお  
ります。

従来、5000円以上の年会費・寄  
附金を頂いている方に領収書及び証明  
書(写し)を送付しておりますが、本  
年度も同様の処置をさせていただきます  
。なお、本送付は、12月上旬頃に発  
送を予定しておりますので、ご了承下  
さい。

また、5000円未満の方でも、確  
定申告にあたりこの領収書及び証明書  
(写し)をご希望の方は、遠慮なく電  
話・メール等で事務局までお申し出下  
さい。

### 六 靖國神社永代神楽祭の案内

永代神楽祭は会員の高齢化等で慰霊  
祭の斎行が困難になる中、「大東亜戦  
争全戦没者」を慰霊顕彰するため、靖  
國神社によって毎年4月28日、永代に  
わたり祭祀をしていただけるものです。  
令和6年4月28日の神楽祭に参列を  
希望される方は事務局までご一報下さ  
い。

なお、奉奏日の4月28日はサンフラ  
ンススコ講和条約が発効し、我が国の  
主権が回復した日であり、大東亜戦争

の国難に敢然と立ち向かわれたご英霊  
の勇氣と献身を思い起こし感謝するよ  
い機会になると思っております。



### 新規会員獲得への協力をお願い

当協議会は、民間有志会員の皆  
様からお寄せいただく貴重な年会費  
収入を頼りに、戦没者慰霊の事業  
を運営しております。

この国の大東亜戦争戦没者慰霊  
事業の永続と充実を希う、多くの  
皆様の当協議会への入会を心から  
お待ち申し上げております。

既会員の皆様には、お知り合い  
の方の入会勧誘について、格別の  
ご協力を賜りますようお願い申し  
上げます。

会員の区分と年会費は 次のと  
おりです。

#### 一 賛助会員

(本会の趣旨に賛同する個人)

年会費 三〇〇〇円

#### 二 賛助特別会員

(特別御芳志の賛助会員)

年会費 五〇〇〇円

#### 三 正会員

(本会の趣旨に賛同する慰霊  
目的の法人・団体)

年会費 一〇〇〇〇円

#### 四 特別会員

(本会の趣旨に賛同する企業・  
法人団体)

年会費 一口一〇〇〇〇円

(二口以上)

\*振込先口座番号(郵便振替口座)

〇〇一四〇一六・三三四九三〇

(当協議会へ事前に連絡をいただけ  
ば、振込料無料の振込用紙付「入会  
しおり」をお届けいたします。)

### 会費納入のお願い

当協議会の活動は、会員の皆様の  
会費・寄付金等の浄財で成り立って  
おります。

令和6年度年会費納入用の払込取  
扱票を「慰霊第61号」に同封してお  
りますので、会費納入にご協力を  
お願い申し上げます。

協議会参加正会員団体の令和6年度慰霊行事予定（情報入手分のみ）  
 （各会員団体が主催又は参加する主要慰霊行事を掲載しています。）

年月日	時間	慰霊行事名	場所
<b>（公財）大東亜戦争全戦没者慰霊団体協議会</b>			
6・7・6	式典13時30分	令和6年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	靖国神社
<b>（公財）海原会</b>			
6・5・26	11時00分～12時00分	第57回予科練戦没者慰霊祭	陸自千浦駐屯地内
<b>英霊にこたえる会</b>			
6・8・15	9時00分～10時00分	第49回全国戦没者慰霊大祭	靖国神社
<b>エラブカ東京都人会</b>			
6・7・6	式典13時30分	令和6年度大東亜戦争全戦没者合同慰霊祭	靖国神社
<b>岡山県郷友会</b>			
6・4・7	10時～00分	戦艦「大和」戦没79年追悼式	呉市長迫公園
6・9・1	13時～00分	戦歿学徒慰霊祭	広島護国神社
6・9・23	10時～00分	第54回呉海軍基地合同追悼式	呉市長迫公園
<b>鹿児島借行会</b>			
6・8・15	11時00分～12時00分	大東亜戦争戦没者慰霊祭	鹿児島護国神社
7・3・30	10時30分～11時30分	鹿児島戦没者墓地慰霊祭	鹿児島戦没者墓地
<b>神奈川県借行会</b>			
6・8・15		神奈川県戦没者追悼式	神奈川県慰霊堂
<b>熊本借行会</b>			
6・11・10	11時00分～13時30分	合同慰霊祭	熊本護国神社
<b>埼玉借行会</b>			
6・5・19	10時30分～11時00分	埼玉護国神社正式参拝	埼玉護国神社
6・10・31	11時30分	埼玉県特攻隊慰霊祭	埼玉護国神社
<b>佐賀県借行会</b>			
6・8・15	11時00分～12時00分	佐賀護国神社平和祈願祭	佐賀護国神社
<b>（年月日）（時間）（慰霊行事名）（場所）</b>			
<b>特定非営利活動法人JYMA日本青年遺骨収集団</b>			
7・3月	10時00分～15時00分	JYMA慰霊祭・活動報告会	靖国神社
<b>全国ソロモン会</b>			
6・10・26	11時00分～12時00分	ソロモン群島方面戦没者慰霊祭	靖国神社
<b>筑後地区借行会</b>			
6・5・8	10時30分～12時00分	久留米市戦没者慰霊祭	野中町忠霊塔広場
6・8・15	10時40分～12時30分	戦没者慰霊平和祈年祭	野中町忠霊塔広場
<b>（公財）千鳥ヶ淵戦没者墓苑奉仕会</b>			
6・10・18	13時00分～14時30分	秋季慰霊祭	千鳥ヶ淵戦没者墓苑
<b>東部ニューギニア戦友遺族会</b>			
6・4・5	14時00分	靖国神社永代神楽祭奉斎	靖国神社
<b>（公財）特攻隊戦没者慰霊顕彰会</b>			
6・9・22	14時00分～16時30分	第71回特攻平和観音年次法要	世田谷山観音寺
7・3・29	11時00分～14時30分	第44回特攻隊全戦没者慰霊祭	靖国神社
<b>ノービー21</b>			
6・6・5	14時00分～15時00分	ミッドウェー海戦81年祭	靖国神社
6・9・25	14時00分～15時00分	堀内豊秋永代神楽祭	靖国神社
7・1・5	14時00分～15時00分	永野修身大将永代神楽祭	靖国神社
<b>ハワイ明治会</b>			
6・8・15	9時00分	盆法要	ハワイマキキ日本海軍墓地
7・3・20	9時00分	招魂慰霊祭	ハワイマキキ日本海軍墓地
<b>福岡県借行会</b>			
6・5・11	11時00分～13時00分	福岡県特攻勇士慰霊顕彰祭	福岡護国神社
6・10・19	10時00分～12時00分	福岡陸軍墓地慰霊祭	福岡陸軍墓地
<b>宮崎県借行会</b>			
6・7・21	10時00分～12時00分	宮崎県出身戦没者慰霊祭	宮崎護国神社
6・8・15	10時00分～11時00分	大東亜戦争戦没者慰霊祭	宮崎護国神社
<b>山口県借行会</b>			
6・4・29	13時00分～14時00分	防長英霊塔慰霊祭	防長慰霊塔
6・11・17	14時00分～15時30分	山口県陸軍墓地慰霊祭	山口県陸軍墓地
<b>（公財）陸修借行社</b>			
6・4・17	10時30分～14時00分	令和6年度陸修借行社慰霊祭	靖国神社